

サン共同通信

2023年

Topics 注目トピック

- 税制 所得税の確定申告
- 社保 初めての会社設立でも大丈夫！
社会保険・給与計算マニュアル②
- 融資 毎月の融資情報
- メディア実績

2
月号



お客様インタビュー

『Pâtisserie FOBS』

安井 義則 様



Pâtisserie FOBS

オーナーパティシエ 安井義則様(写真左)

板橋オフィス 山村千鶴(写真右)

サン共同を知ったきっかけ

これまで税理士事務所は2社ほどお付き合いがあったのですが、レスポンスが遅かったり、連絡をいただいても分かりづらかったりなど不安に思うことがありました。良い税理士がないか探していたところ、すでにサン共同税理士法人に依頼をしている知り合いがいたので山村さんを紹介してもらいました。

担当者への感想

担当の山村さんは、レスポンスがとにかく早くて驚きました。あっという間に疑問に思っていることも解決するので、モヤモヤする時間もなくなったのは心理的な面で大きいなと思っています。私達は、経理のことは分からないので、とにかくと質問が多いのですが、いつもの確にわかりやすく伝えてくれるので安心しています。

現在、依頼をして2期目となるのですが、不安要素が全く無く、こんなにスムーズに決算書ができるのだと感激しました。



おかげさまで、本業に専念することができています。私たちのような職人は本来本業に注力するべきですが、自分でお店を持っていると経理のことや経営のことなども考えていかななくてはなりません。そこをサポートしてくれるのは、強い味方だなと日々感じている点です。

今後の目標

コロナのこともあり、今はとにかく目の前のことに集中しています。浅草は立地的に観光地ですので、影響は少なからずありました。物価も上がり、私たちのような海外から食材を仕入れることの多い洋菓子業界は大変な時期かと思えます。

それでも、私自身、こだわり抜いた食材を使いたいですし、これからもお客様に満足の行くスイーツをお届けしたいと思っています。

経営者はみんなそうだと思いますが、やはり経営のことは頭を悩ませることも多いですよ。その点でいうと優秀な経営パートナーがいることは心強いなあと思います。

お店のご紹介

Patisserie FOBS

〒111-0042 東京都台東区寿3丁目8-4

電話：03-6231-7720

アクセス：都営大江戸線蔵前駅より徒歩1分

■営業時間：平日・土曜11:00～18:30

日曜・祝日11:00～17:30

■定休日：火曜日・水曜日 不定休あり

■HP：<https://patisserie-fobs.jp/>

元は瓦ぶき職人として勤めていたというオーナーパティシエの安井氏。店名の「FOBS」は、「小麦粉(Farine)」「卵(oeufs)」「バター(beurre)」「砂糖(sucre)」の頭文字から。基本を忠実にという思いから名付けられている。

「dancyu祭」でも販売されたゴーフレットは、お店の看板商品。完成までに3年を費やしており、味の虜になったファンが遠方から訪れることも。



所得税の確定申告

1. 確定申告とは

確定申告とは、毎年1月1日から12月31日までの1年間の所得に対する所得税を計算し、翌年の3月15日を期限として申告・納税する手続きをいいます。

2. 確定申告をしなければならない人

会社員は、会社が給与に係る所得税を計算し毎月の給与の支給時に源泉徴収しており、年末調整により所得税年税額との過不足の精算も会社が行ってくれるため、確定申告は不要です。

ただし、会社員でも、以下の場合には確定申告が必要となります。

- ◆ 給与の年間収入金額が2,000万円を超える人
- ◆ 1か所から給与の支払を受けている人で、給与・退職金以外の所得が20万円を超える人
- ◆ 2か所以上から給与の支払を受けている人のうち、給与の全部が源泉徴収の対象となる場合において、年末調整されなかった給与の収入金額と給与所得および退職所得以外の所得金額との合計額が20万円を超える人
- ◆ 同族会社の役員などで、その同族会社から貸付金の利子や資産の賃貸料などを受け取っている人 等

また、以下のような人は確定申告が必要となります。

事業を行う個人事業主



自営業者



フリーランス

不動産収入や株取引での所得がある人



不動産収入



株取引など

一時所得のある人



競馬/競輪など



満期保険金

◇ 自営業者やフリーランスなど、事業を行う個人事業主

売上から経費を控除した(所得)稼ぎが基礎控除額の48万円を超える自営業者やフリーランスなどの個人事業主は、確定申告が必要となります。

◇ 不動産収入や株取引での所得がある人

アパートや土地などの不動産賃貸収入がある人や、株取引やFXなどの譲渡益が基礎控除額の48万円以上ある人は確定申告が必要です。

ただし、源泉徴収が行われる特定口座を利用している場合や、NISAの非課税投資枠内での投資などについては、確定申告は不要です。

◇ 一時所得のある人

競馬・競輪などのギャンブルで得た利益や賞金、満期保険金等を一時金で受領した場合において、収入－経費の金額が50万円以上ある場合には確定申告が必要になります。

※競馬の払戻金について、一時所得か雑所得か争われた判例もありますが、一般の競馬愛好家については、雑所得には該当せず、一時所得に該当すると考えられています。

3. 確定申告をした方がよい人

確定申告が不要とされている人でも、確定申告を行うことで還付金を受け取ることができるケースもあり確定申告をした方がいい人がいます。例えば、以下のようなケースです。



◇ 医療費が年間10万円を超える人

1年間に支払った医療費の合計が、原則として10万円を超えている場合には、確定申告で医療費控除の適用を受けることができます。

医療費控除は「自己または自己と生計を一とする配偶者やその他の親族のために払った医療費」が対象になりますので、自分ひとりだけでなく、生計一親族の医療費を合算で計算することができます。

また、医療費控除の一環として、「セルフメディケーション税制」という、1年間に購入したスイッチOTC医薬品の金額が12,000円を超える場合は、超えた部分の金額について、限度額を88,000円として所得控除の適用を受けることができます。なお、「セルフメディケーション税制」は医療費控除との併用はできません。

対象商品はレシートにマークの記載があることが多いので確認してみてください。

◇ ふるさと納税などの寄附をした人

ふるさと納税は、自治体に寄附をすることで、自治体から返礼品がもらえる制度です。確定申告を行うことで、ふるさと納税で寄附した金額から2,000円を引いた金額を所得から控除することができます。なお、確定申告が不要な給与所得者は、寄附先が5か所以内の場合には、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」を利用することで確定申告をしなくても住民税の寄附金控除を受けることができます。

◇ 住宅ローンにより住宅を新築、増改築等した人

返済期間10年以上の住宅ローンを借り入れて住宅を新築、増改築等した場合は、居住を開始した年から原則として10年間(令和4年に居住を開始した場合には13年間)住宅借入金等特別控除を受けることができ、住宅ローン年末残高の1%(令和4年に居住を開始した場合には0.7%)が所得税(引ききれなかった場合には住民税)から控除されます。

◇ 事業が赤字の人

個人事業主やフリーランスは、所得が基礎控除額の48万円以下であれば、確定申告は不要です。ただし、赤字が出ている場合には、予定納税や源泉徴収により既に払った税金の還付を受けられることがあり、また、青色申告事業者であれば、確定申告を行うことで、事業の赤字を翌年以降3年間の繰越し又は損失額を前年に繰り戻して所得税の還付を受け取ることができます。

◇ 株式投資やFX投資で赤字が出た人

株式投資やFX投資で赤字が出た場合にも、確定申告をすることでその赤字を3年間繰り越すことができ、そして翌年以降に利益が出た場合に、その利益と繰り越した赤字を相殺することで課税所得を少なくし、税金を少なくすることができます。赤字のため確定申告が不要であったとしても確定申告をして損失を繰り越しておくことをおすすめします。

◇ 年の途中で退職してから再就職しておらず、年末調整を受けていない人

年の途中で退職した人は、年内に再就職すれば、転職先で前の会社の給与分を含めて年末調整を行うことが可能です。しかし、退職後に再就職しておらず、年末調整されていない場合には、確定申告をすることで還付金を受けられる可能性があります。

◇ 退職金を受け取ったが「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出していない人

退職金を受け取る際には、「退職所得の受給に関する申告書」を会社に提出します。その提出がなかった場合には、退職所得控除が適用されていないため、退職金受け取り時に源泉所得税が大きくとられていることとなります。その場合には、確定申告をすることで退職所得控除が適用され、所得税が還付される可能性があります。

4. 所得の種類

所得の種類は10種類に区分することができます。

利子所得	公社債や預貯金の利子、貸付信託の収益の分配など
配当所得	株式の配当、証券投資信託の収益の分配など
不動産所得	不動産、土地の上に存する権利などの貸付けによる所得
事業所得	商業・農業などの事業から生じる所得
給与所得	給料、賞与などの所得
退職所得	退職金
山林所得	山林を伐採して売却、立木のまま売却等に係る所得
譲渡所得	不動産や株の売却等に係る所得
一時所得	営利目的でない所得、クイズの賞金や満期保険金などの所得
雑所得	他の9種類の所得のどれにも属さない所得(公的年金等や原稿料など)

5. 所得控除の種類

所得控除とは、所得税の計算において所得から差し引かれるものです。所得控除がたくさん取れれば取れるほど所得税を抑えられることとなります。所得控除は下記の15種類あります。

①基礎控除

原則48万円です。所得制限が設けられており、合計所得2,400万円超から段階的に控除額が引き下げられ、2,500万円超の所得者は基礎控除は適用できません。

②社会保険料控除

「健康保険」「厚生年金保険」「国民健康保険」など、自身の社会保険料や配偶者、その他の親族が負担すべき社会保険料を支払った際に受けられる所得控除のことです。

③医療費控除

自分及び生計を一にする配偶者や親族にかかった医療費が年間で10万円を超えた場合(所得200万円未満の場合には所得金額の5%)受けられる所得控除です。

④小規模企業共済当掛金控除

個人事業主や中小企業の経営者のための退職金制度である小規模企業共済や、個人型確定拠出年金iDeCo(イデコ)などの掛金の支払いで受けられる所得控除のことです。

⑤生命保険料控除

1年間で支払った保険料に応じて受けられる所得控除のことです。

対象となる保険料は一般生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の3種類、最大で12万円控除できます。

⑥地震保険料控除

1年間で支払った一定の長期損害保険契約等に係る損害保険料又は地震保険料に応じて受けられる所得控除のことです。

所得税からの控除は年間保険料が50,000円以下であれば支払額全額、50,000円超の場合には一律25,000円が控除されます。

⑦配偶者控除

年間合計所得金額48万円以下(給与収入103万円以下)の配偶者がいる場合に受けられる所得控除のことです。正式に婚姻していない内縁関係である場合には適用できません。

控除額は以下の通りです。

控除を受ける納税者本人の 合計所得金額	控除額	
	一般の控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超950万円以下	26万円	32万円
950万円超1,000万円以下	13万円	16万円

出典:国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1191.htm>

(※)老人控除対象配偶者とは年齢が70歳以上の方のことです。

⑧配偶者特別控除

配偶者の年間合計所得金額が48万円超133万円以下(給与収入103万円超201.6万円未満)のため配偶者控除の適用が受けられない方の所得控除のことです。控除を受ける納税者本人のその年における合計所得金額が1,000万円超である場合には適用できません。

控除額は以下の通りです。

		控除を受ける納税者本人の合計所得金額		
		900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
配偶者の 合計 所得 金額	48万円超 95万円以下	38万円	26万円	13万円
	95万円超 100万円以下	36万円	24万円	12万円
	100万円超 105万円以下	31万円	21万円	11万円
	105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
	110万円超 115万円以下	21万円	14万円	7万円
	115万円超 120万円以下	16万円	11万円	6万円
	120万円超 125万円以下	11万円	8万円	4万円
	125万円超 130万円以下	6万円	4万円	2万円
	130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円

出典:国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1195.htm>

⑨扶養控除

子どもや両親などの親族を養っている場合に受けられる所得控除のことです。

対象となる扶養親族は以下の要件を満たす方です。

- ・16才以上
- ・所得税法上の親族であること
- ・生計が一であること
- ・年間合計所得が38万円以下であること
- ・事業専従者でないこと

控除額は以下の通りです。

区分		控除額
一般の控除対象扶養親族		38万円
特定扶養親族		63万円
老人扶養親族	同居老親等以外の者	48万円
	同居老親等	58万円

出典:国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1180.htm>

⑩ひとり親控除

総所得金額48万円以下の生計を一にする子供がいて、納税者本人の合計所得金額が500万円以下の場合に受けられる所得控除です。婚姻歴がなくとも、また、男女を問わず適用できます。控除額は子供の数にかかわらず一律35万円です。

その年の12月31日時点での状況をもとに判断されますが、年内に再婚又は内縁関係にある、事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められるパートナーがいる場合には、ひとり親控除は適用できません。

⑪寡婦控除

ひとり親には該当せず、夫と離婚又は死別した後再婚しておらず、かつ生計を一にする扶養親族である子供がいて、合計所得金額が500万円以下の場合に適用できます。

ただし、夫と死別又は夫が生死不明の場合には、誰も扶養していなくても寡婦控除の対象となります。ひとり親控除との違いは、寡婦控除は女性のみが対象であり、結婚歴が必須という点です。控除額は27万円です。

⑫勤労学生控除

働きながら、学校教育法に規定する高等学校、大学、専門学校などに通う学生で、合計所得金額が75万円以下(給与収入130万円以下)の人が受けられる所得控除のことです。学校のほか、職業訓練を行っている人も対象です。

⑬障害者控除

納税者本人、または控除対象となる配偶者や扶養親族に障害がある場合に受けられる所得控除のことです。障害者には、「障害者」と障害の度合いがより重い「特別障害者」の2種類の区分があります。障害者控除は、扶養控除の適用がない16歳未満の扶養親族にも適用されます。

控除額は以下の通りです。

区分	控除額
障害者	27万円
特別障害者	40万円
同居特別障害者(注)	75万円

(注) 同居特別障害者とは、特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族で、納税者自身、配偶者、その納税者と生計を一にする親族のいずれかとの同居を常況としている人です。

出典:国税庁 <https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1160.htm>

⑭雑損控除

災害・盗難・横領などによる損害を受けた場合に適用される控除です。

地震や台風、雪害、落雷などの自然災害のほかに、泥棒による盗難、従業員の横領、さらには、害虫などの生物による異常な災害として、シロアリやハチの巣の駆除にかかった費用も対象となります。

⑮寄附金控除

納税者が国や地方公共団体、特定の公益増進法人などに対し「特定寄附金」を支払った場合に受けられる所得控除のことです。ふるさと納税は、税法上これに該当します。

6. 青色申告について

青色申告で行うためには、青色申告を始めたい年の3月15日までに、管轄の税務署へ青色申告承認申請書を提出しなければなりません。開業した年から青色申告を行いたい場合は開業してから2か月以内に提出する必要があります。

青色申告と白色申告のメリット・デメリットをは以下のとおりです。

【青色申告のメリット】

- ◆ 青色申告では、最大で65万円(紙申告の場合は55万円)の特別控除を受けることができます。利益から差し引くことができるので節税につながります。
- ◆ 税務署に「青色事業者専従者給与に関する届出書」を提出することによって、原則経費とならない配偶者や親族などの家族に対する給料を必要経費にすることができます。
- ◆ 事業から出た損失を3年間繰り越すことができます。翌年以降の3年間に発生した利益が出た場合、その損失分と相殺することができます。
- ◆ 「繰戻し還付」を受けることができます。これは、当期に赤字となってしまった場合、前年の黒字にさかのぼり赤字を相殺し、前年に支払った税金の一部の還付を受けることができる制度です。
- ◆ 固定資産は数年にわたって費用にする「減価償却」が原則ですが、30万円未満の事業用固定資産について、一括で経費にすることができます。これを「少額減価償却資産の特例」といいます。

【青色申告のデメリット】

- ◆ 複式簿記によって帳簿の記帳を行うことが原則とされているため、簿記の知識と記帳の手間を要します。単純な記帳方法である単式簿記の場合は控除額が10万円となります。
- ◆ 最大で65万円(紙申告の場合は55万円)の青色申告特別控除を受けるためには、現金出納帳、売掛帳、買掛帳、経費帳、固定資産台帳という5種類の帳簿の他に「仕訳帳」と「総勘定元帳」を作成する必要があります。
- ◆ 65万円控除の適用を受けるためには、複式簿記などの要件に加えてe-Taxによる申告(電子申告)か電子帳簿保存を行っていることが必要です。

【白色申告のメリット】

白色申告のメリットは青色申告より手続きが簡単ということです。また、簡易な方法の記帳でよい場合手間を省くことができます。

【白色申告のデメリット】

青色申告で認められている節税の特典を受けることができません。白色申告を選んだ場合でも、会計帳簿は作成しなければならず、申告の必要もあるため、定期的に事業を継続していくに当たり、白色申告を選択するメリットはほぼないといっても過言ではありません。

7. 確定申告の期限と納税方法

確定申告書の提出期間は、毎年2月16日～3月15日までの1か月間が原則で、期限が土曜・日曜・国民の祝日・休日にあたる場合には、その翌日が期限になります。なお、所得税の納付期限も原則として3月15日となります。

2023年提出分の確定申告期間は、2023年2月16日(木)から3月15日(水)までです。

2022年提出分の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の影響で申告期限が1ヶ月延長されましたが、2023年提出分の確定申告の延長措置は2023年1月末時点で発表はありません。

ただし、払いすぎた税金の還付を受けるための「還付申告」は例外となっており、1月1日から申告が可能です。3月15日までという縛りもなく、申告可能になった日から数えて5年以内であれば、いつでも還付を受けることができます。

なお、郵送で確定申告書を提出する場合には、3月15日消印であれば期限内に提出されたものとして受理されます。

納税には以下の6つ方法があります。

- ①振替納税
- ②ダイレクト納税(e-Tax)
- ③インターネット納税
- ④クレカ納税
- ⑤コンビニ納税(QRコード、バーコード)
- ⑥税務署・金融機関窓口で納税

おすすめの納税方法は「振替納税」です。

初回登録は必要ですが、口座から自動引落されるので、納税を忘れず、税金の納付期限を約一ヶ月遅らせられるメリットがあります。

ただし、銀行口座に残高がなく引落がされなかった場合、振替納税の支払日が4月21日であったとしても、3月16日から支払っていないこととされ、延滞税が計算されますので注意が必要です。

また、確定申告の結果、思いがけずに納税すべき所得税が多く、一括で税金を支払うのが難しいといったケースでは、確定申告提出時に納税の延納を届出ることが可能です。

延納とは、本来納税すべき税金の1/2以上を期限内に支払っていれば、残りの納税を同年の5月31日まで延期してくれる制度です。ただし、延納分の所得税・復興特別所得税には、納税されるまでの間「年率0.9%の利子税」が加算されることに注意が必要です。

所得税の計算のため、その年の最初の給与支給日の前日まで扶養控除等申告書を記入しておきます。

【令和5年分 扶養控除等申告書】

▶https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r5bun_01.pdf

【令和5年分 扶養控除等申告書(記載例)】

▶https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/gensen/pdf/r5bun_02.pdf

(1) 役員報酬(支給項目①)

株主総会・取締役会を開催し役員報酬を決定したかと思いますので、毎月の役員報酬額はその決定した金額となります。12月号で掲載したとおり、役員報酬は原則として事業年度の途中で変更することはできません。

(参照 給与明細書…役員報酬A:500,000円)

(2) 通勤手当(支給項目②)

1ヶ月の通勤費を計上し、通勤手当を支給することができます。

通勤手当は一定額までは所得税が非課税となります。

① 電車やバスなどの公共交通機関を利用する場合

1カ月あたり15万円までが非課税です。

② 車や自転車の場合

通勤距離に応じて異なり、非課税上限額は下記のとおりです。

(参照 給与明細書…非課税通勤費B:10,000円)

通勤距離	非課税上限額
片道2km以上10km未満	4,200円
片道10km以上15km未満	7,100円
片道15km以上25km未満	12,900円
片道25km以上35km未満	18,700円
片道35km以上45km未満	24,400円
片道45km以上55km未満	28,800円
片道55km以上	31,600円

(3) 社会保険料(控除項目①)

① 社会保険料について

社会保険料は、健康保険料・介護保険料・厚生年金保険料の3種類があります。

- *健康保険…75歳まで加入。
- *介護保険…満40歳から65歳未満までは、給与より介護保険料を控除。
- *厚生年金保険…原則70歳まで加入。

社会保険料は、通常事業主(会社)と被保険者(役員・社員など)が折半し、被保険者の負担分は毎月の給与より控除します。

今回のサンプルの明細では、社長が42歳のため、介護保険料も含め3種類すべて保険料がかかります。

② 社会保険料の算出について

前回12月号で掲載した届出を提出後、会社宛に健康保険・厚生年金保険の標準報酬月額決定通知書が届きます。

健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書

事業所整理記号

事業所番号

被保険者 整理番号	被保険者氏名			※1 資格取得年月日	標準報酬月額		
	※1 生年月日	※2 種別(性別)	※3 取得区分	被保険者 区分	基礎年金番号	郵便番号	被保険者住所
1	サン共同 太郎			R 5. 1. J	健保 :	500千円	厚年 : 500千円
	S55. 10. 1	1 (男)	2 (再)				

役員報酬に対する保険料は、この通知書に記載されている標準報酬月額を下記の保険料額表に当てはめて求めます。

(参照 給与明細書…健康保険料F:24,525円・介護保険料G:4,100円・厚生年金保険料H:45,750円)

令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

- ・健康保険料率: 令和4年3月分～ 適用
- ・介護保険料率: 令和4年3月分～ 適用
- ・厚生年金保険料率: 平成29年9月分～ 適用
- ・子ども・子育て拠出金率: 令和2年4月分～ 適用

(東京都)

(単位:円)

標準報酬 等級	月額	報酬月額	全国健康保険協会管掌健康保険料				厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)		
			介護保険第2号被保険者 に該当しない場合		介護保険第2号被保険者 に該当する場合		一般、坑内員・船員		
			9.81%	11.45%	18.300%※				
			全額	折半額	全額	折半額	全額	折半額	
1	58,000	円以上 ~ 円未満	5,689.8	2,844.9	3,320.5				
2	68,000	63,000 ~ 73,000	6,670.8	3,335.4	3,893.0			16,104.00	8,052.00
29(26)	470,000	455,000 ~ 485,000	46,107.0	23,053.5	26,907.5			86,010.00	43,005.00
30(27)	500,000	485,000 ~ 515,000	49,050.0	24,525.0	28,625.0			91,500.00	45,750.00
31(28)	530,000	515,000 ~ 545,000	51,993.0	25,996.5	30,342.5			96,990.00	48,495.00
32(29)	560,000	545,000 ~ 575,000	54,936.0	27,468.0	32,060.0			102,480.00	51,240.00

【令和4年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表(東京都)】

▶<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/~media/Files/shared/hokenryouritu/r4/ippan/r40213tokyo.pdf>

保険料額表は都道府県別に記載がされていますので、前回届出した会社所在地の都道府県にてご確認ください。厚生年金保険料率は平成29年9月分以降変更がありませんが、健康保険料率は毎年3月分から変わることがありますので注意が必要です。

2. 給与のお振込み

会社の銀行口座から本人名義の口座にお振込手続きします。
 金融機関にもよりますが、遅くとも支給日の前日までにお手続きください。
 なお社員を採用した場合のお振込みはもっと厳格なルールがあります。
 給与の振込金額は、給与の金額から社会保険料・税金を控除した額となります。
 (参照 給与明細書…差引支給額M:405,145円)

3. 給与の仕訳は？

会社の経理をご自身でされる場合は、下記の通り会計仕訳を行うことになります。

借方		貸方	
給与	500,000 A	預り金（社会保険料）※	74,375 I
通勤費	10,000 B	預り金（源泉所得税）	15,480 K
		預り金（住民税）	15,000 L
		現金預金	405,145 M

※法定福利費として処理する会社もあります。

4. 最後に

役員1名の場合の給与計算まで解説いたしましたが、従業員を採用された場合は、もう少し追加項目が増えます。こちらはまた改めてご説明したいと思います。

まずは役員分の手続き及び給与計算を理解することで、従業員の手続き、給与計算も進めることができるかと思います。

その際にご不明点あれば、弊法人にお問い合わせください。

毎月の融資情報

スタートアップ企業への創業融資については経営者保証を原則不要に

経済産業省は、経営者保証(=法人の代表者が法人融資の連帯保証人になること)に依存しない融資慣行の確立を更に加速させるため、金融庁・財務省とも連携の下、「経営者保証改革プログラム」を策定しました。これまでは政府系金融機関がスタートアップ向けの創業融資について代表者保証を求めない方針で積極的に取り組んでおりましたが、今後は民間金融機関(信用保証協会付融資)からも経営者保証を求められるケースが大幅に減少することが予測されます。

また、資金調達時のリスクが下がることで創業意欲の促進効果が見込まれており、コロナウイルスにより減少してしまった開業率の改善が期待されております。

なお、現状では経営者保証を求めない詳細な諸条件は公表されておりませんので、制度内容が変更になる可能性がございます。

予めご了承のほどよろしくお願い申し上げます。

機関名	制度開始日	緩和内容
信用保証協会 (民間金融機関)	2023年3月	スタートアップの創業から5年以内の者に対する経営者保証を徴求しない新しい信用保証制度を創設
日本政策金融公庫	2023年2月	創業から5年以内の者に対する経営者保証を求めない制度の要件を緩和
商工中金	2022年10月	スタートアップ向け融資における経営者保証の原則廃止

日本政策金融公庫 変更情報

	前月時点	2023年1月4日時点
創業融資の基準金利	2.28～3.25%	2.45～3.45%
コロナ融資の申込期限 (※3年間の利子補給無し)	2023年3月31日まで	変更無し

豆知識コラム⑨:融資申込時に日本政策金融公庫へ提出する「推薦状」とは

- 飲食業・美容業といった生活衛生関係の事業を営む方が日本政策金融公庫へ500万円以上の設備資金の融資を申込み場合には、生活衛生指導センターが発行する推薦状が必要になります。創業者も対象になるため、事前に準備しておきますとスムーズに審査が進みます。
- 推薦書の交付を受けるには、創業計画書や設備の見積書等の書類が必要になります。特段不備が無ければ当日中に推薦状が発行されます。



代表朝倉の
twitterアカウントのご紹介



代表朝倉のつぶやき  @asakuraayumu

twitterやっています!質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!



2月3日(金)に2022年度最後となる第6回「オフィス見学会&DX勉強会」を開催しました



2022年度最後の開催ということもあってか、申込締切間際に駆け込み参加の方が数名いらっしゃり、座席を増設し合計26名(定員20名)にご参加いただくことができました。1社から複数名でご参加される事務所様もあり、事務所全体で本腰を入れてDXに取り組む意気込みを感じました。今後の開催予定は決まり次第、Webサイトでお知らせいたします。

「お役立ち会計事務所 全国100選 2023年度版」に掲載されました！



サン共同税理士法人が2回連続で、会計事務所選びのガイドブック『お役立ち会計事務所全国100選 2023年版』(実務経営サービス)に選出されました。「ITを活用したサン共同独自ノウハウ」による経理人材紹介サービスやお客様のあらゆるニーズに対応した幅広いサービスを提供する総合会計事務所として紹介されています。
▶<https://www.jkeiei.co.jp/100sen/tao2023/tao/san.html>

資格の学校TAC様よりインタビューを受け『ITの力で税理士業界の労働環境改善に取り組む税理士法人』としてNEWS WEBで紹介されました。



弊社代表の朝倉が税理士をめざしたきっかけ、受験時代、デロイト トーマツ勤務時代、独立開業から今日に至るまで、そして今後の展望について語っています。

▶<https://www.tac-school.co.jp/tacnewsweb/professional/pro202301.html>

出版物

- ・『詳解連結納税Q&A』(清文社・共著)
- ・『外国税額控除／外国子会社配当益金不算入制度と申告書作成の実務等』(清文社・共著)
- ・『融資を引き出す創業計画書づくり方・活かし方』(あさ出版・共著)
- ・『中小企業のDXは会計事務所に頼め』(金融ブックス・共著)
- ・『すごい社長は知っている 会社の価値の高め方』(株式会社アックスコンサルティング出版局・共著) など多数

記事

- ・(2023年1月特集)プロパートナーONLINE『新春・税理士座談会:若手税理士が語る!成長戦略2023』
- ・(2022年11月号)FIVE STAR MAGAZINE『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年10月号)月刊実務経営ニュース『Business Report 会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年9月号)月刊実務経営ニュース『事務所運営のDX化推進で会計業界全体の浮揚を目指すサン共同税理士法人』
- ・(2022年7月号)月刊実務経営ニュース
『DXの推進で業界の活性化を目指す辻・本郷ITコンサルティングの新サービス「NEXTA」』
- ・(2022年6月16日号)新潮社『週刊新潮』
- ・(2022年6月1日)プロパートナーONLINE特別編集『士業業界ランキング500(2022年完全版)』
- ・(2022年1月号)月刊プロパートナー『～DX士業が語り合う!新たな士業像とは～2022年、士業の大改革』
- ・(2020年8月号)税務広報『テレワークガイドラインのづくり方』
- ・(2020年6月号)月刊実務経営ニュース『会計事務所のテレワーク勤務勉強会』
- ・(2020年5月号)FIVE STAR MAGAZINE『テレワーク運用ガイドライン』
- ・(2020年2月1日号)税界タイムス第73号『第4回サン共同税理士法人オフィス見学会&RPA体験見学会』 など多数

メディア

- ・(2022年12月15日)日本中小企業大賞2022『働き方改革 最優秀賞』受賞
- ・(2022年10月4日)会計求人プラス『成功者インタビュー』
- ・(2022年9月26日)NEXTA『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年7月29日)実務経営Channel『【取材PV】会計業界DX化の先駆者!サン共同税理士法人(9月号)』
- ・(2022年6月1日)実務経営Channel
『【取材PV】会計事務所の「学び場」 NEXTA(ネクスタ)／辻・本郷ITコンサルティング(7月号)』
- ・(2021年2月13日)週刊ダイヤモンド『税理士の大再編時代が到来』
- ・(2020年6月27日号)週刊現代『横行する「コロナのカネ」を不正受給する人たち』
- ・(2020年5月1日)テレビ東京WBS『持続化給付金対応』 など多数


 セミナー

- ・(2022年12月13日)株式会社実務経営サービス主催『会計事務所サミット』
- ・(2022年12月7日)株式会社アックスコンサルティング主催『士業交流会2022in東京』
- ・(2022年12月7日)株式会社ミツカル主催『税理士事務所HRフェスタ～採用・評価・教育・生産性向上～』
- ・(2022年12月6日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年11月28日)株式会社インフォーマット主催オンラインイベント
『事務所経営に役立つ情報と経理DXトレンド&パートナー販売制度について直接相談&疑問を解消する一日』
- ・(2022年11月11日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年10月21日)公益社団法人宜野湾青年会議所主催『経営者から学ぶM&Aの真実』
- ・(2022年10月4日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月13日)辻・本郷ITコンサルティング株式会社様・サン共同税理士法人共催『オフィス見学会&DX勉強会』
- ・(2022年9月6日)株式会社実務経営サービス様主催『会計事務所DX推進・成功事例セミナー』
- ・(2022年4月8日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催『DX導入事例』
- ・(2021年12月2日)株式会社実務経営サービス主催『会計事務所サミット』
- ・(2020年6月16日)会計事務所RPA研究会(株)・イプシロン共同セミナー主催『初めてのRPA導入セミナー』
- ・(2021年6月10日)辻・本郷税理士法人主催『手入力禁止から経理業務の自動化の提案・導入へ』
- ・(2020年2月29日)株式会社オーシャン主催『人手不足解消・売上増加のためのRPAと在宅の活用』
- ・(2020年2月10日)株式会社実務経営サービス主催『税務業務専門ロボット徹底検証セミナー』
- ・(2019年12月12日)株式会社会計事務所RPA研究会『会計事務所RPAサミット』
- ・(2019年10月7日)関東甲信越税理士会 浦和支部 主催セミナー『会計業界におけるRPAとAIの動向』
- ・(2019年9月11日)名南経営コンサルティング主催セミナー『スタッフ1人にロボット1台の事務所へ』
- ・(2019年9月1日・4日)船井総合研究所主催セミナー『担当者2名体制から「担当者1名+ロボット1台体制」へ』
- ・(2019年7月12日)実務経営サービス主催会計事務所サミット
『ロボットが申告する時代到来！単純作業がいよいよ消滅します』
- ・(2019年6月19日)一般社団法人中小企業税務経営研究協会主催セミナー『会計事務所M&A実体験談セミナー』
など多数

2023 - **2**月号

vol.10

拠点一覧

青山オフィス

〒107-0062

東京都港区南青山1-1-1 新青山ビル東館15階

板橋オフィス

〒173-0013

東京都板橋区氷川町26-5 栄ビル1F

北千住オフィス

〒120-0034

東京都足立区千住1-4-1 東京芸術センター10階

八王子オフィス

〒192-0081

東京都八王子市横山町9-11 小泉ビル4階

日本橋オフィス

〒103-0023

東京都中央区日本橋本町2-6-1 日本橋本町プラザビル2F

五反田オフィス

〒141-0031

東京都品川区西五反田1-26-2 五反田サンハイツ306

横浜オフィス

〒220-0012

神奈川県横浜市西区みなとみらい3-6-1 みなとみらいセンタービル19階

西宮オフィス

〒663-8112

兵庫県西宮市甲子園口北町23-10

沖縄オフィス

〒901-2225

沖縄県宜野湾市宇大謝名215 レキオスクエア 2-D

福岡オフィス

〒812-0011

福岡県福岡市博多区博多駅前3丁目4-25 アクロスキューブ博多駅前4階



ホームページ <https://san-kyodo-tax.jp/>



代表朝倉のつぶやき @asakuraayumu

twitterやっています! 質問箱も受け付けているので
税務や経営のことなど知識を深めたい方は、ぜひ
フォローしてください!